

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 第4四半期（1月～3月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	—	—	—	—
果実類	—	—	—	—
きのこ・山菜類	4	週2回	207	4 5市町村
牛肉	1	原則全頭検査	不明（原則全頭 検査で検査頭 数の推定が困 難なため）	全市町村
野生鳥獣肉	2	【シカ肉】 処理加工施設ごとに四半 期に1検体以上	5	3市
		【イノシシ肉】 県内の5処理加工施設で 処理される全頭を検査	約100	4市町
原乳	1	原則2ヶ月1回3検体	3	7クーラース テーション
穀類	—	—	—	—
水産物	28	週30検体	330	—
その他	1	原則隔週1回	3	3市
小計	37	—	約648以上	全市町村
市場に流通している食品				
生鮮品または加工 品	4	週8~16検体	172	/
計			約820以上	

種類等	品目	検査の実施				備考
		1月	2月	3月	点数	
国民の摂取量及び生産状況を勘案した品目						
その他	茶			3	3	
		0	0	3	3	

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（牛肉）

平成28年12月14日

農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜水産物等の放射性物質検査について」

（平成28年3月25日付け 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

生産者・食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査を行う。

4 検査の頻度と実施期間

（1） 検査頻度：原則、全頭検査とする。

（2） 実施期間：平成29年1月1日～3月31日

（3） 採材場所：牛をと畜する県内食肉センター

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページなどで公表する。

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（原乳）

平成28年12月14日
農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜水産物等の放射性物質検査について」
(平成28年3月25日付け 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長)

3 モニタリング検査の考え方

県内の7カ所のクーラーステーション（以下「CS」という）のうち、3CSについて2ヶ月に1回検査を行う。

なお、搬入量、搬入市町村数が多い2つのCSについては、重点検査CSとして必ず含めるものとする。

4 検査の頻度と実施期間

- (1) 検査頻度：検査間隔は2ヶ月に1回3検体
- (2) 実施期間：平成29年1月1日～3月31日
- (3) 採材場所：県内CS

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。

平成28年度 主要林産物の放射性物質検査計画(第4四半期)

1. 目的

「平成28年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画(変更2)」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

2. 検査対象品目、検査対象及び検体数

(1) モニタリング検査

4品目、 118検体(別紙、参照)

(2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査

2品目、 89検体(別紙、参照)

3. 検査結果に基づく措置

(1) モニタリング検査

市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないよう、あらかじめ生産者及び生産者団体等に周知を図る。

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。

(2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査

検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

4. サンプルング及び搬入スケジュール(変更の場合あり)

(1) スケジュール

検体送付日(月・水) 休日の場合は翌日	品目及び検体数の連絡(15時まで) 市町村(検体送付票 別紙様式)→林業事務所・支所→森林課 →(※1 林野庁→)検査機関 検体の採取(2kg/検体※2・送付(着払い 翌日午前必着)) 林業事務所・支所→検査機関
発送日翌日(火・木) ただし、検査日は翌日以降の場合がある	検査結果 検査機関→(※1 林野庁→)森林課→林業事務所・支所→市町村 ↓ 衛生指導課→厚生労働省

※1: 林野庁委託検査機関に検査を依頼する場合、※2: たけのこ1本検査を除く

(2) サンプルング方法

「食品(農産物等)の採取・送付手順(マニュアル) Ver 4」のとおり

(3) 役割分担

- ①検査機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・森林課
- ②検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い・・・・・・・・市町村
- ③検体採取、検体送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所

第4 四半期検査計画詳細

1 モニタリング検査

品目	検査市町村及び検体数
たけのこ 計 84検体	<p>(北部林業事務所本所管内) 小計23検体 出荷制限・出荷自粛解除済みの市町村（ただし、市原市及び香取市を除く） 芝山町 7 検体（出荷前検査3、定期的検査4） その他の市町村 香取市、多古町、東庄町、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、 茂原市、一宮町、睦沢町、白子町、長南町 各1 検体 （主要産地）長柄町 3 検体</p> <p>(北部林業事務所印旛支所管内) 小計37検体 出荷制限・出荷自粛解除済みの市町村（ただし、市原市及び香取市を除く） 八千代市、船橋市、柏市、流山市、我孫子市、印西市、白井市、栄町 各3 検体（出荷前検査3） その他の市町村 市川市、松戸市、野田市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 富里市、酒々井町 各1 検体 （主要産地）千葉市 3 検体</p> <p>(中部林業事務所管内) 小計19検体 出荷制限・出荷自粛解除済みの市町村（ただし、市原市及び香取市を除く） 木更津市 15 検体（出荷前検査3、定期的検査12） その他の市町村 市原市、袖ヶ浦市、君津市、富津市 各1 検体</p> <p>(南部林業事務所管内) 小計 5検体 その他の市町村 勝浦市、御宿町、館山市、鴨川市、鋸南町 各1 検体</p>
原木しいたけ (露地栽培) 計 21検体	<p>(北部林業事務所本所管内) 小計4検体 その他の市町村 多古町、匝瑳市、茂原市、白子町 各1 検体</p> <p>(北部林業事務所印旛支所管内) 小計11検体 出荷制限等一部解除済（見込み含む）の市町村 千葉市 2 検体（一部解除後の定期的検査2） 成田市 3 検体（一部解除後の定期的検査2、解除済ロットごとの出荷前検査1） 佐倉市、印西市 各3 検体（一部解除後の定期的検査3） （一部解除後の定期的検査）</p> <p>(中部林業事務所管内) 小計 6 検体 出荷制限等一部解除済の市町村 君津市、富津市 各3 検体（一部解除後の定期的検査3）</p>
原木しいたけ (施設栽培) 計 12検体	<p>(北部林業事務所本所管内) 小計6検体 その他の市町村 香取市、神崎町、茂原市 各1 検体 出荷制限一部解除済の市町村 山武市 3 検体（一部解除後の定期的検査3）</p> <p>(中部林業事務所管内) 小計6検体 出荷制限一部解除済の市町村 君津市、富津市 各3 検体（一部解除後の定期的検査3）</p>
原木なめこ (露地栽培) 計 1検体	<p>(北部林業事務所本所管内) 小計 1 検体 その他の市町村 睦沢町 1 検体</p>
合計	118検体

2 出荷制限・自粛解除に向けた検査

品目	検査市町村及び検体数
原木しいたけ (露地栽培) 計 67検体	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計7検体 千葉市 3 検体、佐倉市 1 検体、我孫子市 3 検体 (中部林業事務所管内) 小計 57 検体 君津市 15 検体、富津市 42 検体 (南部林業事務所管内) 小計 3 検体 いすみ市 3 検体
原木しいたけ (施設栽培) 計 22検体	(北部林業事務所本所管内) 小計 1 検体 山武市 1 検体 (中部林業事務所管内) 小計 21 検体 富津市 21 検体
合計	89検体

○放射性物質調査計画(都道府県・団体名)

カテゴリー	水域	生息域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沿岸魚介類		表層										イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類
		中層										スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類
		底層										ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、ホウボウ、キンメダイ
		貝類										アサリ、ハマグリ、バカガイ、ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ
		海藻類										タコ、イカ、ノリ、ヒジキ	タコ、イカ、ノリ、ヒジキ、ワカメ	タコ、イカ、ノリ、ヒジキ、
内水面		下流域										—	—	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
		上流域										ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
		全域										ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
沖合魚類	水揚げの実態に合わせて										ギンブナ、コイ、テナガエビ	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ワカサギ	ギンブナ、コイ、テナガエビ	
1週間当たりの分析検体数	各都道府県測定分											30	30	30
	委託事業測定分											30	30	30
1ヶ月当たりの分析検体数	各都道府県測定分											90	120	120
	委託事業測定分											90	120	120

千葉県における平成28年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第4四半期）

平成28年12月26日
農地・農村振興課

1 目的

平成28年3月25日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質の検査を実施する。

2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

(1) 検査対象品目 ⇒ イノシシ肉

① 検査対象施設：5施設

(大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市2施設)

② 検査頻度及び検体数：平成25年1月17日付け千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」に基づき全頭検査を行う。

(2) 検査対象品目 ⇒ シカ肉

① 検査対象施設：5施設 (勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市3施設)

② 検査頻度及び検体数：検査対象施設ごとに四半期に1検体

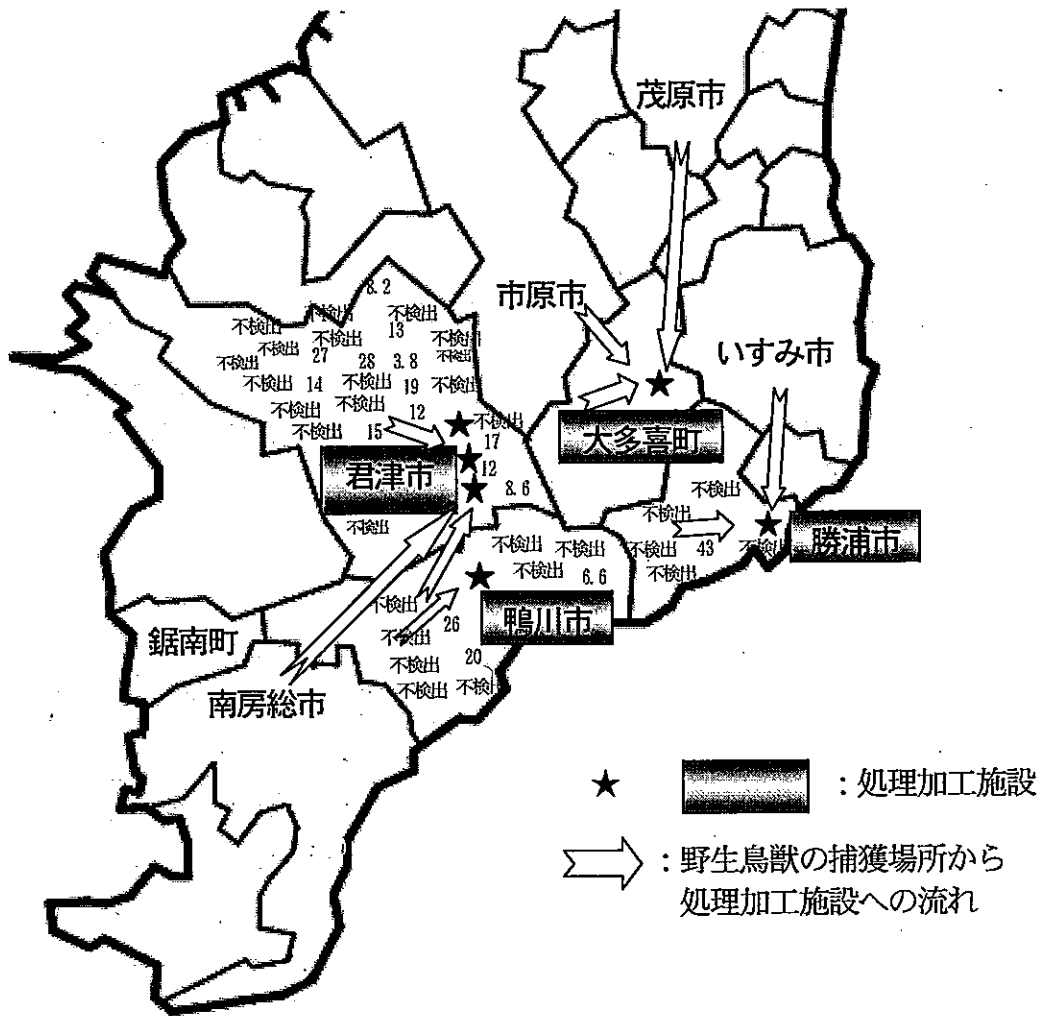
3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等（全頭検査・モニタリング検査）

施設所在地	主な捕獲地	検査対象品目：検体数	
大多喜町	大多喜町・市原市・茂原市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：－
勝浦市	勝浦市・いすみ市・鋸南町	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
鴨川市	鴨川市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
君津市	君津市、鴨川市、南房総市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
君津市	君津市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：1頭
君津市	君津市	イノシシ肉：－	シカ肉：1頭

処理加工施設の位置図と主な捕獲場所



【放射性セシウム検査数値 (シカ肉)】	
勝浦市	43 Bq/kg (H24. 6. 19)、不検出 (H24. 8. 16)、22Bq/kg (H25. 2. 19)、不検出 (H28. 3. 15) 不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、不検出 (H28. 12. 1)
鴨川市	26 Bq/kg (H24. 8. 16)、6.6 Bq/kg (H24. 12. 18)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、 20 Bq/kg (H25. 11. 29)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 6. 19) 不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)
君津市	12 Bq/kg (H24. 9. 19)、17 Bq/kg (H24. 12. 18)、15Bq/kg (H25. 2. 19)、19Bq/kg (H25. 2. 19)、 不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、不検出 (H25. 9. 12)、 27 Bq/kg (H25. 11. 29)、28 Bq/kg (H25. 11. 29)、13 Bq/kg (H26. 3. 24)、不検出 (H26. 6. 24)、 14 Bq/kg (H26. 6. 24)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、 8.2 Bq/kg (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 3. 23)、不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H27. 9. 17)、 12 Bq/kg (H27. 12. 9)、3.8 Bq/kg (H27. 12. 9)、不検出 (H28. 3. 15)、不検出 (H28. 6. 7) 不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、8.6 (H28. 12. 1)、不検出 (H28. 12. 1)

※ 括弧内は検査日